

アーラ岳キクザトサワヘビ生息地保護区の 指定について

令和3年6月10日(木)

中央環境審議会 自然環境部会
第25回野生生物小委員会

生息地等保護区について

レッドリストの作成
レッドデータブックの作成

絶滅のおそれのある野生動植物の
種の保存に関する法律

国内希少野生動植物種の指定

- ① 個体の捕獲・譲り渡し等・輸出入の禁止
- ② 生息地等保護区の指定
- ③ 保護増殖事業計画

生息地等保護区について

生息地等保護区

(全国で9箇所)

※2021年6月時点

管理地区

【要許可行為】

- 建築物等の新築、増改築
- 土地の形質変更
- 鉱物採掘、土石採取
- 水面の埋立て、干拓
- 河川、湖沼等の水位の変更
- 木竹の伐採 など

監視地区

(管理地区に属さない部分)

【要届出行為】

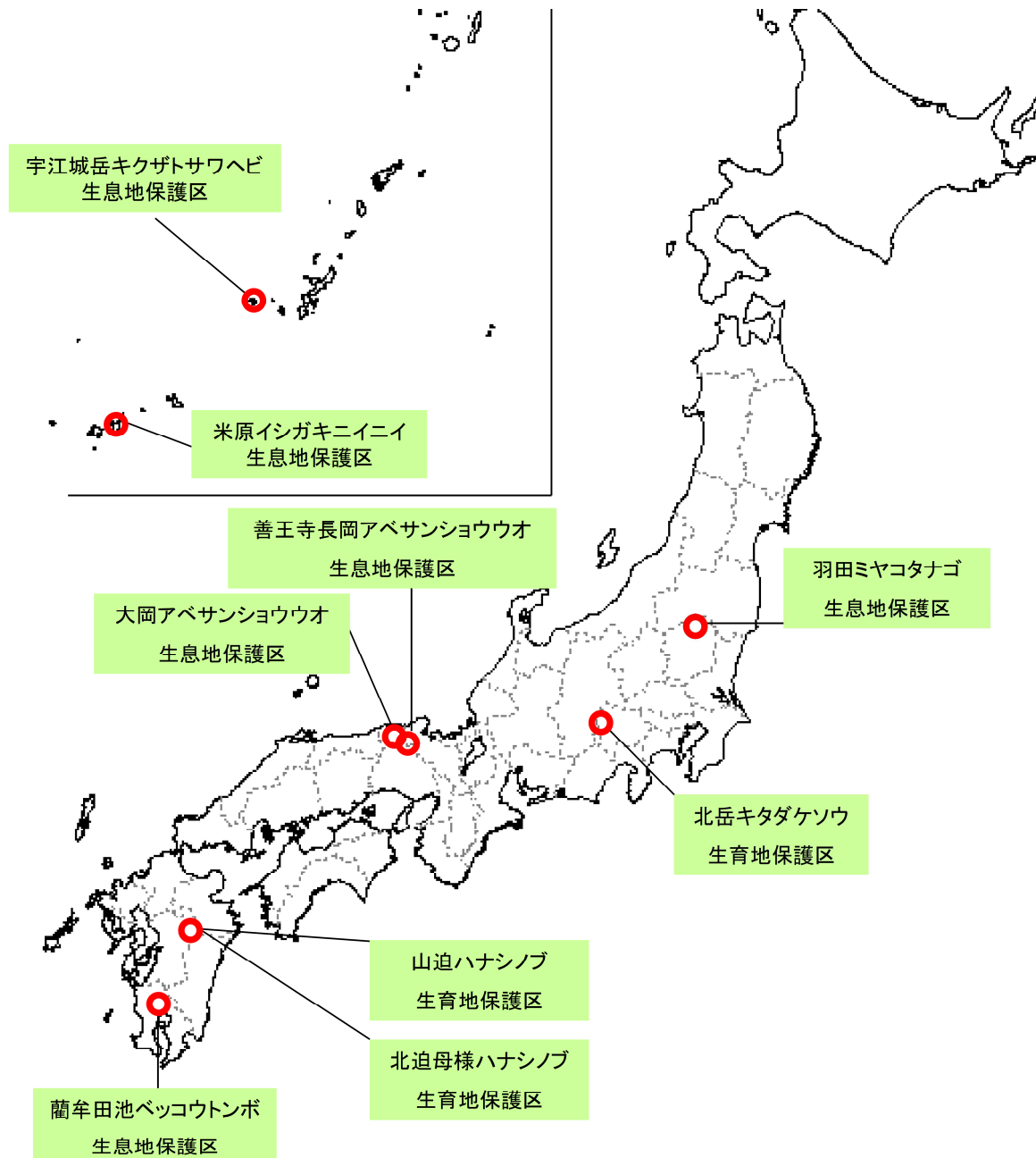
- 建築物等の新築、増改築
- 土地の形質変更
- 鉱物採掘、土石採取
- 水面の埋立て、干拓
- 河川、湖沼等の水位の変更

生息地等保護区の指定方針

1. 方法：国内希少野生動植物種の種毎に指定
2. 生息地等保護区の選定方針
 - (1) 複数の生息地が存在
生息・生育環境、規模など総合的に判断し選定
 - (2) 生息地等が広域的に分散
主な分布域ごとに主要な生息地等を選定
 - (3) 保護区の区域
指定種の生息地等及び生息地等に隣接する区域
3. 管理地区の指定方針
生息地等保護区の中で、繁殖地、重要な採餌地など個体の生息・生育に重要な区域を指定

※希少野生動植物種保存基本方針より関連部分とりまとめ

生息地等保護区一覧



生息地等保護区一覧

名称	設定年月日	面積 (ha)	指定地の概要
		()は管理地区	
羽田ミヤコタナゴ 生息地保護区 (栃木県大田原市)	平成6年12月26日	60.6 (12.8)	・栃木県北部の那須野ヶ原扇状地東部に位置する丘陵地。 ・羽田沼と同沼を水源とする農業用水路及びそれらを取り巻く水田等。
北岳キタダケソウ 生育地保護区 (山梨県南アルプス市)	平成6年12月26日	38.5 (38.5)全域	・南アルプス北岳山頂部南東斜面。 ・標高2,750m以上の高山帯で、高山植物群落地帯。
善王寺長岡アベサンショウウオ 生息地保護区 (京都府京丹後市)	平成18年7月3日	13.1 (3.9)	・丹後半島のほぼ中央部の丘陵地に位置する標高30～60mの小丘陵。 ・主に落葉広葉樹二次林で、一部竹が優占している。
大岡アベサンショウウオ 生息地保護区 (兵庫県豊岡市)	平成10年11月4日	7.8 (7.8)全域	・兵庫県北部の大岡山(標高663.6m)の東南斜面。 ・ヤブツバキ、アラカシ等の常緑広葉樹及びヒノキ、スギや竹林の混交林。
山迫ハナシノブ 生育地保護区 (熊本県阿蘇郡高森町)	平成8年6月3日	1.13 (1.13)全域	・阿蘇山の東外輪上に位置する北向きの緩斜面で、標高は約800m。 ・採草地として利用されてきた草地。 ・周囲の土地はスギ、クヌギの造林地となっている。
北伯母様ハナシノブ 生育地保護区 (熊本県阿蘇郡高森町)	平成8年6月3日	7.05 (1.94)	・阿蘇山の東外輪上に位置する北向きの緩斜面で、標高は約800m。 ・高さ数メートル程度のヒノキの若齢造林地。 ・周囲の土地はスギ、クヌギの造林地となっている。
蘭牟田池ベッコウトンボ 生息地保護区 (鹿児島県薩摩川内市)	平成8年6月3日	153 (60)	・蘭牟田池は、標高300mに位置する火口湖で、池の北西部は泥炭からなる湿原となっている。 ・蘭牟田池の周囲は、水田、畑地等として利用されているほか、宿泊施設、キャンプ場等が整備されている。
宇江城岳キクザトサワヘビ 生息地保護区 (沖縄県久米島町)	平成10年6月15日	600 (255)	・沖縄県久米島北部の宇江城岳を中心とする山地周辺の地域。 ・複数の沢の源流となっており、イタジイなどの広葉樹林が広がっている。
米原イシガキニイニイ 生息地保護区 (沖縄県石垣市)	平成15年11月11日	9.0 (9.0)全域	・沖縄県石垣島北部のヤエヤマヤシ群落と一体となって成立している湿潤な広葉樹林及びその周辺地域。

キクザトサワヘビの概要

1. 種名(学名)

キクザトサワヘビ (*Opisthotropis kikuzatoi*)

2. 指定等

国内希少野生動植物種(種の保存法)
沖縄県天然記念物

3. RL

環境省レッドリスト 絶滅危惧種 I A類(CR)

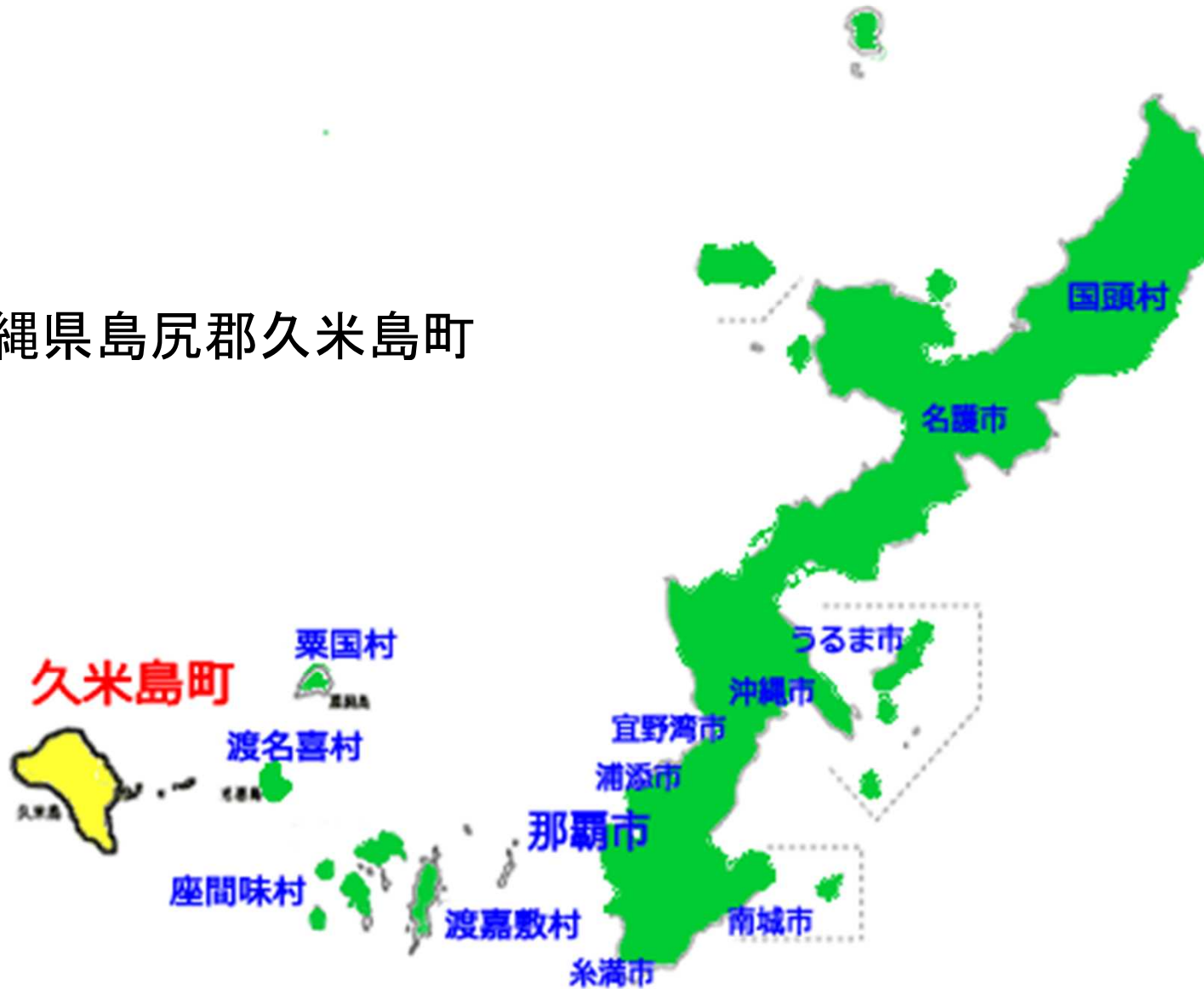
4. 種の特徴

- 頭胴長450～550mm、尾長は頭胴長の18～21%
- 沖縄諸島の久米島固有の淡水生種、常緑広葉樹の自然及び回復の進んだ二次林内とその周辺を流れる溪流にのみ生息
- 一年を通して渴水せず、餌となるサワガニ類の稚ガニが豊富であり、夏季に直射日光を避ける場所が十分にあり、かつウシガエルが近づかない細流の存在が生息の必須条件と考えられる。



アーラ岳キクザトサワヘビ生息地保護区位置図

沖縄県島尻郡久米島町



アーラ岳キクザトサワヘビ生息地保護区指定の理由

- ◆ 国内希少野生動植物種に指定
- ◆ 沖縄諸島の久米島にのみ分布する固有種であり、国内で唯一の淡水性のヘビ
- ◆ 自然度の高い山岳溪流の水域及びその周辺生息しており、水環境への依存性が極めて高い
- ◆ 生息範囲の狭さに加え、外来種であるウシガエルによる捕食や水質の悪化にともなう餌動物の減少、生息地の開発等に起因する個体群の縮小が懸念
- ◆ アーラ岳周辺で多くの個体が見つかっており、既存の保護区（宇江城岳キクザトサワヘビ生息地保護区）に相当する良好な生息地であると考えられる。

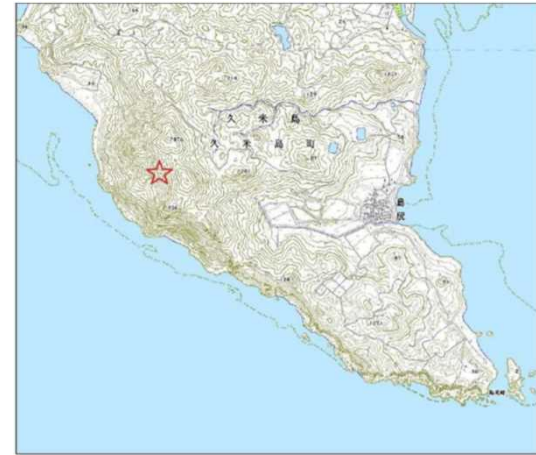
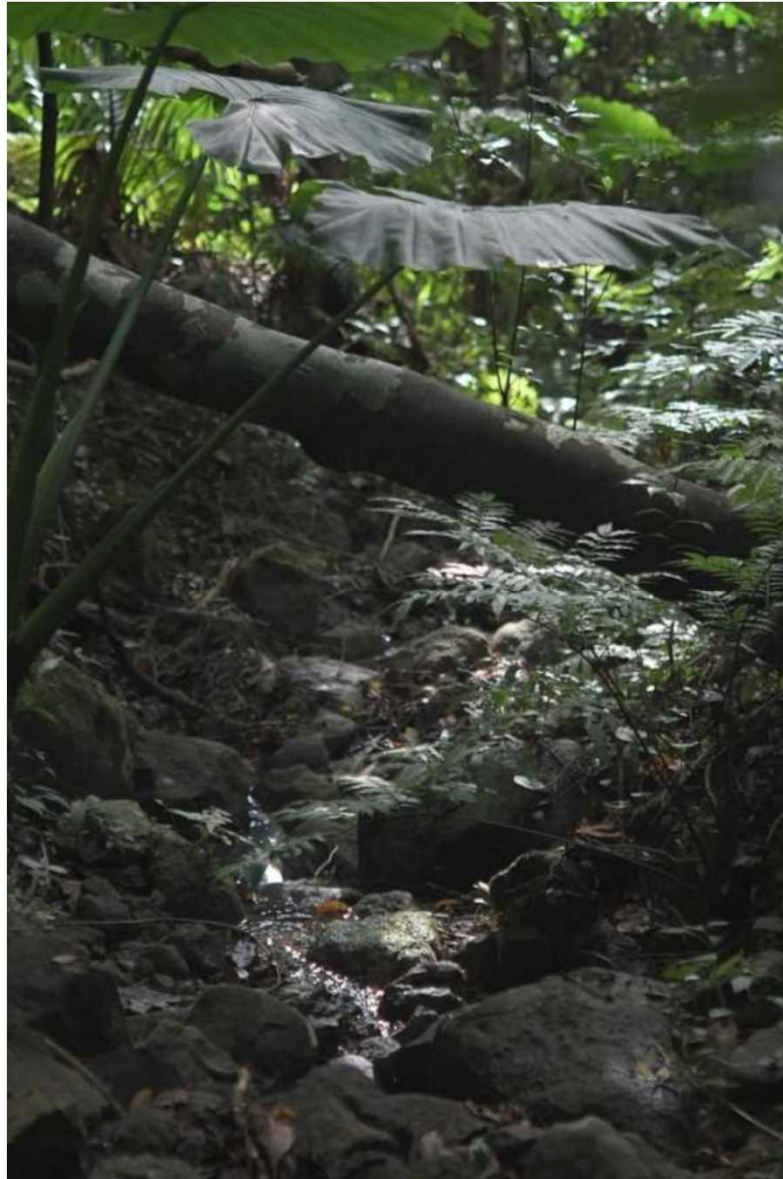


(参考)キクザトサワヘビ発見場所



水量がやや多く、緩やかな浅瀬の転石下で発見。

(参考)キクザトサワヘビ発見場所



水量が多く、水質が非常に良い、
緩やかな浅瀬の転石下で発見。

生息地保護区の指定の区域の保護に関する指針(案)

(1) キクザトサワヘビの個体の生息のために確保すべき条件

- 溪流、沢等の水質を適切に保つとともに、集水域の地形及び森林を維持し、水量の安定的な供給を確保することが必要。
- 当該区域は、本種の生息に適した水域が良好な状態で維持されていることから、本種が多く確認。
- 久米島の中でも当該区域には集中して個体が確認されており、当該区域を本種にとって適切な環境に維持していくことは、本種の保護を図る上で重要。
- 本種の主要な生息地である当該区域を生息地保護区に指定し、保護することが必要。

(2) 生息条件の維持のための環境管理の指針

- 当該区域における各種行為は、生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう配慮。
- 本種の個体の生息する水域及びその集水域並びに周辺の連続した自然環境を有する地域については、本種の個体の生息にとって特に重要な地域であることから、管理地区として指定し、管理地区の区域の保護に関する指針に従って生息環境の適切な管理を行う。

管理地区の指定の区域の保護に関する指針(案)

(1) キクザトサワヘビの個体の生息のために確保すべき条件

- 溪流、沢等の水質を適切に保ち、集水域の地形及び森林を維持し、水量の安定的な供給を確保することが必要。

(2) 生息条件の維持のための環境管理の指針

ア 工作物の設置等

本種の生息条件の維持を困難とするような、工作物の設置、宅地の造成その他の土地の形質の変更、土石の採取等を行わないこと。

イ 水面の埋立て又は干拓

本種の生息条件の維持のため、溪流、沢等の埋立ては行わないこと。

ウ 水位、水量の変更

本種の生息条件の維持のため、溪流、沢等の水量の著しい変更を生じさせるような行為は行わないこと。

エ 木竹の伐採

本種の生息条件の維持のため、木竹の伐採を行う場合は原則として択伐法によることとし、択伐率は現在蓄積の30パーセント以下とすること。